## 自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友銀行(連結)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年 12月末	経過措置 による 不算入額	平成28年 9 月末	経過措置 による 不算入額		
普通株式等Tie	·1資本に係る基礎項目	•					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	6,526,683		7,037,689			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,592,808		4,256,812			
2	うち、利益剰余金の額	2,933,874		2,972,017			
1c	うち、自己株式の額()	-		-			
26	うち、社外流出予定額()	-		191,140			
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-			
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	803,578	535,718	672,986	448,657		
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持 分の額	182,960		175,784			
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基 礎項目の額に算入されるものの額の合計額	22,395		5,542			
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	22,395		5,542			
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,535,617		7,892,002			
	r1資本に係る調整項目	.,,.		.,,,,,,,,,,,			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ラ	157,927	105,284	266,370	177,580		
	イツに係るものを除く。)の額の合計額			,	,		
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額 を含む。)の額	32,996	21,997	106,584	71,056		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシン グ・ライツに係るもの以外のものの額	124,931	83,287	159,785	106,523		
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。) の額	833	555	853	568		
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 3,027	△ 2,018	53,278	35,518		
12	適格引当金不足額	4,270	2,846	2,549	1,699		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する 額	35,193	23,462	34,677	23,118		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であ って自己資本に算入される額	2,308	1,538	3,349	2,233		
15	退職給付に係る資産の額	98,829	65,886	93,594	62,396		
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるも	21	14	26	17		

17						
		意図的に保有している他の金融機関等の普通株	-	-	-	-
		式の額				
18		少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20-	+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	13,475	8,983		-
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本調	13,475	8,983	-	-
		達手段のうち普通株式に該当するものに関				
		連するものの額				
20		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ	-	-	-	-
		シング・ライツに係るものに限る。)に関				
		連するものの額				
21		うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの	-	-	-	-
		に限る。)に関連するものの額				
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	_	-
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調	-	-	-	-
		達手段のうち普通株式に該当するものに関				
		連するものの額				
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ	-	_		-
		シング・ライツに係るものに限る。) に関				
		連するものの額				
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの	_	_	_	_
		に限る。)に関連するものの額				
27		その他Tier1資本不足額	_		_	
28		普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (口)	309,832		454,698	
普通株式			000,000		10 1,000	
29		****	7,225,784		7,437,303	
		本に係る基礎項目	1,223,104		7,407,000	
	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及				
	Sia	びその内訳	-		-	
	0.11	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
30	31b		-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	300,000		300,000	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達	-		-	
04.0		手段の額	04.000		40.004	
34-3	55	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の	24,309		18,821	
		額				
33+3	35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1	700,151		665,369	
		資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発	700,151		665,369	
		行する資本調達手段の額				/
35		うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目	-		-	
		的会社等を除く。)の発行する資本調達手				
		段の額				

		T			
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目	△ 24,254		△ 46,176	
	の額に算入されるものの額の合計額				
	うち、為替換算調整勘定の額	△ 24,254		△ 46,176	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	1,000,206		938,014	
その他Tier1	資本に係る調整項目	•	•		
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他	-	-	-	-
	Tier1資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段	-	-	-	-
	の額				
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の 額	48,033	32,022	48,039	32,026
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目	49,137		100,513	
	の額に算入されるものの額の合計額				
	うち、営業権相当額	11		3,310	
	うち、のれん相当額	12,540		58,280	
	うち、企業結合等により計上される無形固	11,699		14,954	
	定資産相当額				
		23,462		23,118	
	に相当する額				
		1,423		849	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	97,170		148,552	
その他Tier1i	-				
44	その他Tier1資本の額 ((二)-(ホ)) (へ)	903,035		789,461	
Tier1資本				*	
45	Tier1資本の額 ((ハ)+(へ)) (ト)	8,128,820		8,226,765	
Tier2資本に		5,25,55		2,	
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその	-		-	
	内訳				
		-		_	
46	Tier2資本調達手段に係る負債の額	911,249		883,599	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の	-		-	
	額				
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	5,101		3,223	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本	1,016,104		1,166,979	
17.110	に係る基礎項目の額に含まれる額	1,010,101		1,100,070	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発	1,016,104		1,166,979	
- 17	行する資本調達手段の額	1,010,104		1,100,979	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目				
49		-		-	
	的会社等を除く。)の発行する資本調達手				
	段の額				

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金	6,467		6,427	
	Tier2算入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	6,467		6,427	
50b	うち、適格引当金Tier2算人額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に	356,602		296,256	
	算入されるものの額の合計額				
	うち、その他有価証券の連結貸借対照表計	343,776		283,418	
	上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除				
	した額の45%相当額				
	うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳	12,825		12,838	
	簿価額の差額の45%相当額				
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,295,525		2,356,486	
Tier2資本に係	る調整項目	ļ-		<u></u>	
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2	-	-	-	-
	資本調達手段の額				
54	- 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	30,000	20,000	30,000	20,000
	  経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に	48,154		45,625	
	  算入されるものの額の合計額				
		48,154		45,625	
	   項目又は控除項目に該当する部分の額				
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	78,154		75,625	
Tier2資本		ــا			
58	Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)	2,217,371		2,280,860	
総自己資本				L	
59	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	10,346,191		10,507,625	
59 リスク・アセ <sup>・</sup>	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル) ット	10,346,191		10,507,625	
		10,346,191		10,507,625 61,987	
	y h	L			
	ッ <b>ト</b> 経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ	80,503		61,987	
	ット 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	L			
	<b>ット</b> 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額  うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ	80,503		61,987	
	ット	80,503 19,891		61,987 25,480	
	ット    経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	80,503		61,987	
	ット	80,503 19,891 18,558		61,987 25,480	
	タト 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額 うち、退職給付に係る資産に係る額 うち、その他金融機関等の普通株式等Tier1資本 調達手段に係る額	80,503 19,891 18,558 23,805		61,987 25,480 17,528	
	を過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額  うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額 うち、退職給付に係る資産に係る額 うち、その他金融機関等の普通株式等Tier1資本	80,503 19,891 18,558		61,987 25,480	

自己資2	本比率				
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	12.39%		13.22%	
62	連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	13.94%		14.62%	
63	連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	17.74%		18.68%	
<b>運見に</b> 値	系る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る	508,729		475,558	
	調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう	755,501		741,387	
	ち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ラ	- [		-	
	イツに係るものに限る。)に係る調整項目不算				
	入額				
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)	5,171		6,387	
	に係る調整項目不算入額				
r2資本に	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	6,467		6,427	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	18,655		23,442	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合	-		-	
	計額から事業法人等向けエクスポージャー及び				
	リテール向けエクスポージャーの期待損失額の				
	合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合				
	にあっては、零とする。)		/		
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	301,305		280,304	
調達手戶	段に係る経過措置に関する事項		·		
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	742,714		742,714	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1	- [		-	
	資本調達手段に係る算入上限額を控除した額				
	(当該額が零を下回る場合にあっては、零と				
	する。)		/		
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	1,220,717		1,220,717	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2	-		-	
	資本調達手段に係る算入上限額を控除した額				
	(当該額が零を下回る場合にあっては、零と				
	する。)		/		